

●診療報酬加算等に関する院内掲示

・電子的診療情報連携体制整備加算

当院は、「電子的診療情報連携体制整備加算2」の施設基準に係る届出を行っております。

【施設基準】

1. オンライン請求を行っている、オンライン資格確認を行う体制を有している
2. 診療報酬明細書が無償で交付している
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を有している
4. マイナンバーカード保険証利用率（30%以上）
5. マイナンバーカードの利用についてお声掛け、ポスター掲示を行っている
6. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得し活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載している
7. 電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している

上記の体制により令和8年6月の診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日より初診の算定時に「電子的診療情報連携体制整備加算2」を月に1回に限り9点、再診の算定時に月に1回に限り2点を算定します。

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解の程何卒よろしくお願い申し上げます

・一般名処方加算

当院では、一般名（成分名）により処方しております。この為、保険薬局において銘柄によらず調剤し、柔軟な対応することができます。なお、患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただく場合がございます。

・ベースアップ評価料

当院では、医療に従事する職員の賃金改善を図るため、厚生労働省の規定に基づく「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定しております。本評価料は、医療スタッフの処遇改善（賃上げ）を行い、患者様により質の高い医療を安全に提供し、安心して診療を受けていただける環境を整備することを目的としています。皆様からいただく一部負担金は、当院で働くスタッフの待遇改善の原資として全額大切に活用させていただきます。ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

・夜間・早朝等加算

当院では、厚生労働省の規定により、以下の時間帯に受付をされた場合、診療時間内であっても「夜間・早朝等加算（50点）」を診察料に加算させていただきます。

平日：18時00分以降

土曜日：12時00分以降

あらかじめご了承くださいませよう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。